

広島市水道局規程第 1 2 号

令和 7 年 4 月 2 2 日

広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 梶 原 茂

広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

広島市水道局自家用電気工作物保安規程（昭和 4 4 年広島市水道局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

牛田高地区ポンプ所
旧山田第一ポンプ所

を

牛田高地区ポンプ所

に改める。

別表第 2 中

「

—牛田高地区ポンプ所	-----	を	
—旧山田第一ポンプ所	-----		
—古田台ポンプ所	-----		
—牛田浄水場	—瀬野川受水場-----	主任技術者---	」

「

—牛田高地区ポンプ所	-----	に	
—古田台ポンプ所	-----		
—牛田浄水場	—瀬野川受水場-----	主任技術者---	」

改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。